

# デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第4次)(案)に対する意見募集の結果

## ～概要～

デジタル時代における放送制度の  
在り方に関する検討会事務局

令和8年5月15日

# デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第4次)(案)に対する意見募集の結果(概要)

## 1. 実施期間

令和8年4月3日(金)から同月23日(木)まで

## 2. 意見件数(提出順)

合計148件

### 【放送事業者等 :58件】

- 株式会社エフエム長崎
- 静岡エフエム放送株式会社
- 株式会社エフエム佐賀
- 長野エフエム放送株式会社
- 広島エフエム放送株式会社
- 日本BS放送株式会社
- 株式会社エフエム山口
- 株式会社エフエム大阪
- 日本テレビ放送網株式会社
- 石川テレビ放送株式会社
- 株式会社エフエム愛知
- 株式会社エフエム東京
- 株式会社ベイエフエム
- 名古屋テレビ放送株式会社
- 株式会社エフエム愛媛
- 株式会社エフエム山陰
- 株式会社ニッポン放送
- 青森放送株式会社
- 株式会社radiko
- 株式会社CBCラジオ
- OCO株式会社
- スカパーJSAT株式会社
- 株式会社テレビ朝日ホールディングス
- 株式会社秋田放送
- 株式会社福島中央テレビ
- 中京テレビ放送株式会社
- 読売テレビ放送株式会社
- 株式会社FM802
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 株式会社ラジオ大阪
- 朝日放送テレビ株式会社
- 株式会社MBSラジオ
- 株式会社文化放送
- 北海道放送株式会社
- 株式会社TBSラジオ
- 朝日放送ラジオ株式会社
- 一般社団法人衛星放送協会
- 株式会社鹿児島讀賣テレビ
- 山形放送株式会社
- 株式会社テレビ大分
- 関西テレビ放送株式会社
- 株式会社高知放送
- 山口放送株式会社
- 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
- 株式会社フジテレビジョン
- 株式会社福岡放送
- 横浜エフエム放送株式会社
- 株式会社TBSテレビ
- 鹿児島テレビ放送株式会社
- 株式会社J-WAVE
- 札幌テレビ放送株式会社
- 株式会社テレビ東京
- 東海テレビ放送株式会社
- 中部日本放送株式会社
- 株式会社CBCテレビ
- 株式会社毎日放送
- 株式会社STVラジオ
- 株式会社長崎国際テレビ

### 【その他法人、団体:5件】

一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会、NTT西日本株式会社、NTT東日本株式会社、株式会社電通、株式会社博報堂

### 【個人 :85件】

注:その他、案と無関係と判断されるものが1件あった。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 取りまとめ(案)の冒頭で、検討会の第1次取りまとめを引用し、「放送には、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る権利」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進という価値がある」と、放送の意義・役割を再確認したことは重要だと認識しています。</p> <p>放送を取り巻く環境の変化の中、放送の公共的な役割を引き続き果たしていくために、放送事業者として、経営基盤の強化に努めたいと考えています。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 若年層を中心としてインターネットの利用が拡大している状況を踏まえると、放送の役割についても視聴環境の変化を前提とした再整理が重要と考えられます。</p> <p>すなわち、特定の受信機に依存するのではなく、デバイスを問わず信頼性の高いコンテンツに接触できる環境を確保することを、放送の社会的役割として位置付ける視点が有効と考えられます。</p> <p>その上で、各種プラットフォームとの連携や若年層の視聴行動に即したコンテンツ流通の在り方について、戦略的な取組の方向性を示すことが期待されます。</p> <p>【個人】</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ 1.現状認識について</p> <p>本取りまとめ案において、民放ラジオを取り巻く収支状況の悪化やデバイス保有率の低下など、厳しい現状認識が示された点を評価いたします。</p> <p>しかし、ラジオ業界全体の実態はさらに深刻です。放送の広告収入の減少に加え、地政学的リスクに伴うサプライチェーンの混乱、電気代や放送機器・保守・修繕費など、設備維持コストが高騰を続けており、経営を圧迫しています。</p> <p>放送インフラとしての公共的役割を維持しつつ、事業の持続可能性を確保することは、もはや現行制度の延長線上では不可能な局面にあります。</p> <p>【株式会社TBSラジオ】</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 第2章にあるようにローカル局の存在意義は「地域情報の収集及び発信」であり、責務と考える。                      将来にわたって持続的にローカル局の責務を果たすために経営基盤の強化は重大な課題と認識している。</p> <p style="text-align: right;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ ご指摘の意見は、ローカル局の役割と責務を的確に捉えたものとして正しく理解・把握しており、その内容に強く賛同いたします。各地域に根ざした取材網と系列局との連携により、地域情報を社会全体へとつなぐ役割は極めて重要です。取材・調査・分析を経て編集した情報を確実に届けることは放送事業者の基本的使命であり、あわせて地域情報を「地域のため」だけでなく「地域から発信する価値ある情報」として再認識する視点にも深く共感しております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社秋田放送】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○【意見要旨】                      インターネットにおいて、地上放送事業者や新聞を代替するメディアは現在、存在していない。ネット空間においても地上放送事業者が信頼される情報発信の担い手であることが、現実的かつあるべき姿と考える。</p> <p>【意見】                      本検討会の第1次及び第2次とりまとめにあるように、ローカル局が各地域における情報発信の主な担い手として、地域情報をしっかりと発信し、民主主義の基盤としての役割や地域の文化・産業の維持・発展に向けた役割を果たすことが期待されている、とされているのは的確で重要な指摘です。それは地上波からインターネットに情報入手手段がシフトしていく時代にあっても、ローカル局の使命・存在意義として変わらないと考えます。</p> <p>インターネットにおいて公正で真実に裏打ちされた地域情報を発信する地上放送事業者や新聞を代替するメディアは現在、存在していないという認識です。今後もそうしたメディアがネット由来で誕生することは想像しがたく、インターネット空間においても地上放送事業者が信頼される情報発信の担い手であることが、現実的かつ、あるべき姿と考えます。またインターネットでの発信ゆえに、地上波のエリアを越えた情報発信が行いやすくなり、「地域からエリア外、海外への情報発信」としての機能を発揮することにもなります。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 地域から情報を発信する上で、インターネット配信は重要な手段の一つと認識しています。放送番組コンテンツを主とした地域情報の発信を加速させるにあたって、著作権などの権利を処理しやすい環境が整えられることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ ローカル局に配信可能な自社制作番組が少ない一方で、ローカルコンテンツこそ、県外・海外に配信すべき日本の多様性を示すコンテンツとも言え、ローカル局の自社制作を促進する仕組み・助成などを検討・拡充することを要望します。</p> <p>自民党の知的財産戦略調査会は4月6日に、アニメや漫画などのコンテンツ産業の成長を後押しするため、海外展開の支援などを現状の約4倍に当たる1,000億円規模に増額するよう政府に求める緊急決議案をまとめました。これは日本のコンテンツ産業支援策として意義あることですが、ローカル局が制作する地域情報も海外展開を拡大すべきコンテンツと位置付けられるべきと考えます。そしてその拡大の手段はインターネットが主舞台となります。</p> <p>インターネット配信を拡充するにあたって、著作権法など、放送法以外の法令との整合性が重要であり、そうした課題についての省庁間の連携、必要な法整備の精緻な検討が早期に進むことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ この章において、テレビ番組のインターネット配信については、主に地上波放送局を中心に論じられているが、衛星放送においてもこの問題は重要な問題である。衛星放送は、現状、直接受信のためにはパラボラアンテナの設置が必要であることやケーブルテレビでの受信のためにはセットトップボックスが必要であることから、固定受信に限定されることとなり、視聴者の受信環境の多様化や変化に対応できていない状況である。こうしたことを克服するために、配信の方式にとらわれず容易に配信事業に取り組むことが可能となるような制度整備を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○2.FM転換およびAM局廃止に係る制度整備の加速化                      経営基盤強化の観点から、FM転換およびAM局廃止の手続きを可能な限り加速・簡素化することを強く要望します。各事業者が経営判断に基づき、過度な負担なく合理的にFM転換を選択できるよう、審査基準の明確化と手続きの迅速化を求めます。                      特に、二重投資を回避し、捻出された資源をコンテンツ制作やデジタル対応へ投資できる環境整備が急務です。                      【株式会社TBSラジオ】</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○3.radikoの制度的位置付けの明確化と放送の代替容認                      radikoを「放送を補完するサービス」という従前の位置付けをさらに進め、中継局廃止時等における「放送の代替手段」として制度的に認めるよう要望します。                      すでにradikoは、若年層を中心とした新規リスナー獲得の窓口であり、詳細なログデータに基づくデジタル広告ビジネスの参入など、ラジオ事業の収益基盤を支える不可欠なインフラとなっています。                      「ユーザーの受容性」や「災害時の対応」については、スマートフォンの普及率や災害時における情報収集行動の変化に鑑みれば、radikoは十分にその役割を担い得ると考えます。                      これらを理由に、radikoを放送ネットワークの一部として公式にカウントするなどの柔軟な法令整備を求めます。                      【株式会社TBSラジオ】</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○4.2028年再免許を見据えたスケジュール感の提示                      多くの民放ラジオ事業者が次なる経営判断を下すためには、2028年の免許申請に向けた予見可能性の確保が不可欠です。                      遅くとも免許申請の1年前(2027年初頭)までには、以下の事項を含む具体的な制度設計を完了させることを強く要望いたします。                      ① AM局廃止に関する判断基準の策定                      ② radikoを放送の補完・代替手段として容認するための法令上の整理                      民放ラジオは、地域文化の担い手であり、災害時のラストワンマイルを担う公共財です。この社会的使命を次世代に引き継ぐためには、規制の枠組みを抜本的に見直し、デジタル・ネットとの融合を前提とした「新しい放送制度」への速やかな移行ができるよう重ねて要望します。                      【株式会社TBSラジオ】</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ 中継局の維持に係る負担感の増加に深く共感いたします。                      2回目の「AM局の運用休止に関する特例措置」の結果等を踏まえた上で、既存FM局の既存中継局廃止についても、「AMのFM転換の際のradiko等代替」と同様との措置となることを要望いたします。                      【株式会社FM802】</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ SNSを中心にアテンションエコノミーが拡大し真偽不明の情報が氾濫する中、地方局が出所を明らかにした上で責任を持って地域情報を発信するという役割は今後、ますます重要になっていくと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ大分】</p>	<p>○ ローカル局の役割に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ 放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスの確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増していることを示している、との取りまとめ案について、同様の認識です。デジタル空間において信頼できる放送コンテンツを視聴者にとって容易に見つけられる環境が整備されるよう、プロミネンス制度の検討が進むことを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ コネクテッドTV(CTV)等のプラットフォーム市場は、巨大な資本力を持つ一部のグローバル事業者による寡占状態にあり、公正な競争環境が担保されているとは言えません。</p> <p>こうした中、放送コンテンツへの接触機会を確保し、ローカル局の良質なコンテンツが埋没してしまうという懸念があるため、プロミネンス(優先表示)制度等、実効性あるルール of 早期実現に向けた議論を深めることを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

## 主な意見

## 本検討会の考え方

○ 「衛星放送WG」の取りまとめを受けて、総務省において制度整備を進めていただいた事項については、意義のあることだと考えている。ただ、協会が、長年にわたって要望している「インフラコストの低減」については、その効果を実感できるような施策が行われていない現状である。とりまとめにもあるように「インフラコストの低減」についても、「個々の事業者では対応が困難な課題」が多いため、可能な限り早期に「関係事業者・団体・総務省が問題意識を共有し、協力・連携して着実に取り組んでいく」座組の立ち上げを期待する。取り組むべき課題については、総務省が、本年2月に行った「今後のBS及び東経110度CSに係る衛星放送のインフラのあり方等に関する意見募集」において示された関係事業者からの具体的な要望をもとに検討を進めることが可能だと考える。

○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。

2026年中に示される「次期共同衛星」の免許の審査基準については、「次期共同衛星」がインフラコスト低減のための基本であるので、低減に寄与するような審査基準を設けることを改めて要望する。

BS4K放送については、第2次取りまとめで、4Kコンテンツ流通の「太い幹」と位置付けていることから、行政として、今後も、その普及促進に取り組むことを希望する。ただ、キー局系BS放送事業者が、相次いで「BS4K放送」からの撤退を表明し4K放送のチャンネル数が減少することになる。このことは、「BS4K放送」市場の縮小にとどまらず「衛星放送」市場全体の縮小につながるものが危惧されるだけに、空き帯域となるBS右旋の4K中継器周波数について早期に活用策を示すべきであると考え。周波数活用にあたって、新規事業者の参入や衛星における帯域再編が行われることとなり、衛星放送の受信環境に変化が起ることになるが、衛星放送市場の維持・拡大のため、衛星放送のインフラ提供事業者において、受信環境整備のための施策を行うことを求める制度整備を希望する。

衛星放送について、地上波放送の難視聴対策や地上波放送ネットワーク維持のための手段としての活用及び広域大規模災害時の情報伝達手段としても位置付けられていることから、ケーブルテレビに対して、総務省予算で強化のための措置が行われていることにかんがみ、衛星放送ネットワークの維持についても行政による対応措置の創設を希望する。

【一般社団法人衛星放送協会】

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 視聴データの利活用について、「業界全体での利活用に資するよう、引き続き関係者間で検討を行う」との方向性に賛同します。                      検討にあたっては、プライバシー保護に配慮しつつも、過度な規制とならず、適正かつ積極的に利活用が促進される枠組みの早期構築を期待します。                      【朝日放送テレビ株式会社】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。                      また、御要望については、本案において、視聴データの利活用について、「各社の取組や視聴者側の理解、放送に期待される価値・役割を踏まえつつ、業界全体での視聴データの利活用にも資するよう、引き続き、関係者間において検討を行うことが適当である」としており、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ 視聴データの利活用は放送事業者の収益基盤強化に資する一方で、視聴者の理解と信頼の確保が前提となります。                      このため、データ取得及び利用に関する説明責任の明確化に加え、視聴者が容易かつ直感的にデータ提供の停止(オプトアウト)を選択できる仕組みの在り方や、第三者による検証の枠組みについて検討を進めることが望まれます。                      プライバシー保護とデータ利活用の両立に向けた具体的なルール整備が期待されます。                      【個人】</p>	<p>○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。                      また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

# 第5章（今後の方向性）

## 1. 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保 関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 同一放送対象地域内における複数のテレビ局の兼営・支配を認めることは、多様性や地域性の棄損を最小限にとどめ視聴者の多様な番組の視聴機会を確保しながら、経営の効率化につながる選択肢をも広げる施策であるため、同規制緩和に賛同する。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】 （その他類似意見2者）</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ “地域内外への情報発信の担い手の役割をローカル局が引き続き果たし続けるためには、必要に応じて経営基盤の強化に繋がるような対応が取れるよう、なるべく多くの選択肢を事前に準備しておくことも重要”との認識のもと、マスメディア集中排除原則の例外としてラジオの4局特例を参考に、同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配を認めるとの提言は、将来の選択肢のひとつとして理解できるものです。</p> <p>“その場合においても、多元性・多様性・地域性の確保に留意する必要がある”と併記されていますが、これは多くの民放事業者の意見と共通しており、きわめて重要かつ的確な認識です。</p> <p>本件が制度的に可能となったとしても、地域の実情をよく理解し地域社会に貢献してきた地元テレビ局同士が合意のうえで、これを選択することが大原則です。意に反した再編・統合を強要されることがあってはなりません。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】 （その他類似意見11者）</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断にかかわらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>
<p>○ 放送局は長年にわたり、国民の「知る権利」に応え、情報取得手段として大きく寄与してきた。その間、情報の独占・寡占を防ぐというマスメディア集中排除原則の理念は、一定の役割を果たしてきたが、現在はインターネットやSNSの普及により国民の情報入手・発信手段が多様化しており、放送分野のみを対象に厳格な集中排除原則を維持することは時代に即していないと考える。</p> <p>経営の柔軟性を確保し、持続可能な放送サービスを維持するため、一定の緩和策が必要だろう。</p> <p>また地域に根ざした情報の発信、災害時の迅速な報道、地域文化の継承・発信といった公共的役割を維持することが不可欠であり、地域社会に密着した報道と文化的価値の共有を確保しながら、柔軟な制度設計が重要だと考える。</p> <p>緩和策の利用は、地域の実情をよく理解したローカル局の自主自律に基づく経営判断で行われるべきだ。</p> <p>【読売テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p> <p>なお、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断にかかわらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>

# 第5章（今後の方向性）

## 1. 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保 関係②

### 主な意見

### 本検討会の考え方

○ ローカル局の経営基盤強化の観点から、テレビについても同一放送対象地域内での複数局の兼営・支配を可能とする方向性が示されたことは、ローカル局の選択肢を拡大するものとして理解できます。人口規模が小さく、広告市場も限られる地域においては、設備・拠点・間接部門の共通化等によるコスト削減が、コンテンツ制作や新規事業への投資余力を確保する上で有効となる可能性があります。

一方、3局地区において2局が兼営・支配の状況となった場合、残る1局が広告取引等の条件面で不利な立場となるおそれがあり、その結果、地域内における情報発信の視点の多様性が損なわれることも懸念されます。制度設計や運用に当たっては、非兼営・支配局への影響も十分に考慮し、地域の実情を丁寧に踏まえた検討が必要であると考えます。

【株式会社高知放送】

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

○ 同一放送対象地域内の複数局の兼営・支配を認めることについては、取りまとめ案にも記載の通り放送の多元性、多様性の確保への懸念があることから原則的には反対である。

仮に認める場合には、例えば、対象地域の市場規模推移や過去の経営状況等により経営の継続が困難と明確に判断される場合に限るなど、必要性や緊急性が認められる地域や事業者に限る設計が必要と考える。

また、キー局や準キー局といった広域圏の事業者については、市場支配力の強化に繋がりがかねないことから、対象に入れることは避けるべきではないかとの取りまとめ案記載意見は妥当なものとする。

【名古屋テレビ放送株式会社】

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

○ 一方で、緩和の条件として検討されている「地域性」等の指標導入については、その必要性も含め慎重な検討を要すると考えます。地域性とは、番組の放送時間や本数といった定量的なデータのみを集約されるものではありません。地域社会との長年にわたる多層的な関わりや、文化活動への寄与、災害時等の信頼関係など、数値化になじまない定性的な要素がその本質を形作っています。一律の指標化は地域放送が持つ本来の豊かさを損なう懸念もあり、事業者の自主自律と地域からの評価に委ねるべきと考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

（その他類似意見1者）

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

# 第5章（今後の方向性）

## 1. 地域における放送事業者の経営基盤と地域情報の確保 関係③

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「基幹放送普及計画における当該規定についても、全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、現状の実態に即した修正を行うことが適当である」という記述は同意見です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福島中央テレビ】 (その他類似意見3者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 放送系の数の拡大を目指していた当時からの環境変化は極めて大きく、基幹放送普及計画の「現状の実態に即した修正」は、当然行われるべきものと考えます。ただし、「同一放送対象地域内におけるテレビの複数局支配を容認する」とこと、基幹放送普及計画に掲げられている指針(全国の各地域で4系統の放送があまねく受信できること)の「現状の実態に即した修正」とが、どのような関係にあるのかが理解できるよう、分かりやすい記述(修正)をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 また、御意見を踏まえ、p.54の記載を以下のとおり修正させていただきます。 ===</p> <p>【元案】 (1)のとおり、同一放送対象地域内におけるテレビの複数局支配を容認するのであれば、基幹放送普及計画における当該規定についても、全国各地域における放送系の数の拡大を目指していた制定当初からの環境変化を踏まえ、現状の実態に即した修正を行うことが適当である。</p> <p>【修正後】 この指針については、全国各地域における放送系の数の拡大を目指して規定したものと考えられるが、人口減少などの制定当初からの環境変化を踏まえて、(1)の同一放送対象地域内におけるテレビの複数局の兼営・支配の容認に併せて、現状の各地域の放送系の数の実態に即した修正を行うことが適当である。 ===</p>
<p>○ 全国の各地域で4系統の民放テレビ放送があまねく受信できるとの指針に対し、“制定当初からの環境変化を踏まえ、現状に即した修正を行うことが適当”とする提言は、放送政策の大きな転換だと受け止めています。</p> <p>現時点では、▽同一放送対象地域内の複数テレビ局の兼営・支配の容認と指針の修正がなせリンクするのか、▽具体的にどのように修正するのか——などが明確でないため、具体像が判明した段階で、あらためて意見を述べることとします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>

# 第5章（今後の方向性）

## 2. テレビ番組のインターネット配信の在り方 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ テレビ番組のインターネット配信の在り方として「特にローカル局については…配信できる自社制作番組の拡大に資する取組みを進めることが適当」と記載されていますが、インターネット配信の在り方や自社製作番組の拡大との関係について、ローカル局の事業やビジネスモデルの実態を踏まえて進めていく必要があります。「自社制作番組と配信の拡大」という発想のみに固執せず、民放ローカル事業者にとってビジネスとして成立するものを幅広く後押ししていく、という観点が重要であると考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ テレビ番組のインターネット配信と、ローカル局の自社制作番組の拡大に資する取組への期待が簡潔に記載されています。こうした指摘は重要ですが、民放テレビ社の事業環境は一律ではなく、それぞれの経営判断のもとでインターネット配信をめぐる諸課題と向き合っています。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

# 第5章（今後の方向性）

## 3. ラジオ番組のインターネット配信の在り方 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「ラジオ放送については、radiko等によってインターネット同時配信が既に実現している状況にある」と記載いただいたことは、意義あるものと受け止めております。さらに、「インターネット配信を含む情報伝達手段の重層化の重要性が示されている」との記載にも賛同いたします。今後、ユーザーの受容性や災害時対応等の条件面を具体的に検討する際には、全面的に協力してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社radiko】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 民放ラジオの経営環境の厳しさについては、本取りまとめ案においても収支状況やラジオ受信機の保有減少を含めて強く認識されていますが、現状はますます厳しさを増しており、喫緊の課題である経営基盤強化に資するよう、放送制度も迅速かつ柔軟に見直していくことが必要です。</p> <p>具体的には、民放ラジオ各社の予見可能性を高め、また経営の選択肢を拡大するため、①FM転換およびAM局廃止に必要な制度整備をできる限り加速するとともに、②AM、FMを問わず、radikoを放送の補完・代替手段として認め、ラジオ中継局を廃止する際の代替手段として追加するよう、あらためて強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見3者)</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ P.55に「AM事業者からはラジオ中継局を廃止する際の代替手段としてインターネット配信を認めるよう要望されており、併せてFM事業者からも、FM中継局廃止においても同様の措置とするよう、要望されている。」と記載して頂いています。そこで、検討会も今後、インターネット配信が視聴継続措置として提供される代替的視聴手段となり得るかを検討して、AMとFMを同等に扱うことを総務省に求めて頂きたく、お願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】 (その他類似意見7者)</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

# 第5章（今後の方向性）

## 4. インターネットを含めた情報空間全体における放送の在り方 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 信頼性の高い放送コンテンツがインターネット空間で埋没することを防ぐため、プロミネンス制度（優先表示）の導入検討を支持いたします。具体的な仕組みの構築にあたっては、民間の自由な事業活動を尊重し、行政による介入が過度なものとならないよう、慎重な制度設計を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】 （その他類似意見3者）</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 プロミネンス制度に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、本案において、「プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据え、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当である」としています。</p>
<p>○ 地上基幹放送事業者のコンテンツを対象にしたプロミネンス制度の導入については、その是非を含め、詳細な検討に入る時期に来ているものと考えます。 検討にあたり、具体的な対象の選定や実施方法の検討にあたっては、行政による過度な介入により、民間事業に影響を及ぼすようなことがないことを前提とすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 （その他類似意見3者）</p>	<p>○ 御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。 なお、プロミネンス制度については、本案において、「プロミネンスといった放送番組への接触機会の確保の在り方については、放送コンテンツのインターネット配信の拡大を見据え、インターネットも含めた情報空間全体という観点から、その目的や対象、実施手法等について、更なる検討を行うことが適当である」としています。</p>
<p>○ 検討会では、「放送の定義」の見直しが議論され、結論が得られるものと考えていたが論点が多岐にわたることから、今回の取りまとめ案では結論にまでは至らなかったと考える。ただ、情報空間全体における放送の在り方の検討は、「将来的なインフラのあり方」の検討にとどまるものではなく「将来的な放送サービス」の在り方にもかかわるものである。「衛星放送WG」では、「持続可能な衛星放送の将来像」を描くべく多くの論点について議論が行われたが、放送における衛星放送の位置づけについての検討が改めて必要であるともいえる。ただ、キー局系BS事業者が表明した4K放送からの撤退が、衛星放送市場そのものの縮小につながる危惧があることから、衛星放送の位置づけの議論に合わせて、BS右旋の4K放送周波数の空き帯域の今後の利用についても早急に結論を出すことを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>○ 御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

# 第5章（今後の方向性）

## 5. 視聴データの利活用 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 本案において「視聴データの利活用は、収益増に資する広告の高度化、番組制作や編成への活用、関連サービスとの連携による放送外収入の確保に資する」と指摘したのは適当です。視聴率を補完し広告主のニーズに応えるため、テレビ広告の価値向上に資するデータの利活用は今後ますます重要になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京】 (その他類似意見3者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 放送事業者の持続可能性確保とインフォメーション・ヘルスへの貢献を最大化するため、視聴データの利活用を早急に推進すべきです。特に、取りまとめ案に示された「将来的な公益目的での利活用」や「業界全体での利活用に向けた検討」の方向に強く賛同いたします。</p> <p>放送と通信の融合が進む中、データの精緻な分析・活用は、コンテンツの価値再評価や広告競争力の強化、さらには信頼性の高い情報をデジタル空間で的確に届ける環境整備に直結します。リソースの限られるローカル局でもデータ活用を経営戦略の選択肢として円滑に導入できるよう、技術的・制度的な支援体制を迅速に構築することを強く求めます。あわせて、プラットフォーム側との公正な連携に向けたルール作りの加速を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社、株式会社CBCテレビ】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、御要望については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ データマーケティングが当たり前になる中、広告媒体はコンテンツやサービスの充実はもとより、いかに自らの媒体価値を示すかにしのぎを削っており、放送事業者も巨大プラットフォーム事業者等に劣らないデータの質と量を求められている。このことを踏まえ、放送事業者が劣後せず市場競争に参加できるよう、データの利活用がしやすい環境を整備していただくことを要望する。</p> <p>また、「拡大するインターネット広告に対抗する為には視聴データの利活用が重要であるとの指摘があり、放送事業者からも、配信時の視聴データを活用した収益の拡大に係る期待が示されている」(P50)との記述があるが、「配信時」のみならず、「放送時」の視聴データも含めた利活用を推進し、放送・配信をシームレスに捉えて媒体価値を最大化できる環境整備を要望する。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス、株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>